

自然公園法等、国立公園に関わる規制等について
環境省近畿地方環境事務所 神戸自然保護官事務所との協議メモ

- ・ 国立公園内であるが園地事業のエリア内であるため、自然公園法第13条第3項は適用されず、園地事業に関わる施設の建設は可能である。
- ・ 過大な施設にならないよう、必要な機能だけを配置することに留意。
- ・ 建物が建つことで、山稜線を分断しないこと。周辺のいくつかのビューポイントや道路、遊歩道から見た山稜線を大きく崩さない建物の形とすること。建物の形状を植栽で緩和するのも効果的な方法である。
- ・ 敷地周辺の六甲山の自然環境に適した植栽を中心に計画すること。
- ・ 展望のための必要最小限のスペースを、屋上として利用することはかまわないが、それに関わらない部分については「瀬戸内海国立公園（六甲地域）管理計画書、第3.風致・景観の管理に関する事項」の建築物の取扱方針に従い屋根をかけること。
- ・ ガラス面の利用は、展望するという機能上必要な部分についてはかまわないが、屋根を透明にした案件は不可になった事例がある。（屋根の一部にガラスが入っているのは可。）
- ・ 地下の利用は可能。
- ・ 動きがあるものも基本的には可能。ただし、ゆっくりした動きであることと、回る場合は外観が変わらないこと。
- ・ 建物の平面形状が真円であるなど、過剰に大きく見えたり、周辺の自然環境と違和感があり視線を集めるような形状は不可。自然の景観になじむ形状が望ましい。
- ・ 展望するという機能に関わる部分については柔軟に判断するが、それ以外の部分については、前述の取扱方針によること。

注意：今回のコンペに関して、問い合わせることは禁止します。必要な協議は、最優秀案に当選後、設計監理業務を受注した後に行ってください。

JIA KINKI U-40 コンペ実行委員会